

図書館要覧

令和5年度

古賀市立図書館
Koga City Public Library

目次

1.	古賀市の概要	1
2.	施設の概要	2
3.	図書館の沿革	3
4.	図書館の運営方針	5
5.	資料収集方針	6
6.	図書館の組織 予算・決算	7
7.	蔵書数	8
8.	雑誌・新聞タイトル一覧	9
9.	図書館の利用案内	10
10.	図書館の利用状況	11
11.	電子図書館サービス	14
12.	令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画	15
13.	読書活動等の概要	17
14.	図書館利用者アンケート集計結果報告	22
15.	地域文庫及び読書ボランティア団体	23
16.	古賀市図書館協議会	25
17.	条例・施行規則	26

1. 古賀市の概要

古賀市は福岡県の北西に位置し、東に犬鳴の山々、西に玄界灘を臨みその海岸線は美しい白砂青松の海岸を擁し、42.07 km²の面積を有しています。緑深き山々を水源として流れ出す大根川と青柳川は東部に広がる田園を潤して玄界灘へ注ぎ、犬鳴山系の最高峰「西山」は標高 645m、宮若市との境にあり素晴らしい眺めを楽しめ、山と川、海に育まれた豊かな自然環境にあります。

さらに、平成 25 年 3 月には、谷山北地区遺跡群の発掘調査で、古墳時代の金銅装の馬具一式や武具・農具が出土しました。これらが発掘された「船原古墳」は、専門家からも「非常に貴重で重要な発見」と注目されており、平成 28 年 10 月に国の史跡に指定されました。

また、奈良・平安の時代には都から大宰府へ通じる官道が通り、近世では唐津街道、現在は九州自動車道、JR 鹿児島本線、国道 3 号、495 号線、主要地方道筑紫野古賀線が走り、古賀市は今も昔も交通の要衝となってきました。

そして、この交通の利便性ととも、福岡市、北九州市両政令指定都市の中間地という地理的条件に恵まれている古賀市には多くの企業が進出し、製造品出荷額も県内 9 位で、県下有数の工業力を有しています。

人口も平成 6 年には 5 万人を超え、平成 9 年には市制を施行し古賀市が誕生、現在では、人口も 6 万人に迫り、福岡都市圏の中核都市として、その役割を担っています。

この恵まれた環境のもと、第 5 次古賀市総合計画では、令和 4 年度から 10 年間を期間とし、基本構想の将来像のイメージとして「ひと育つ こが育つ～ひとがまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ちつづけるまち～」を掲げています。

古賀市の特徴である交通の利便性や豊かな自然、誇れる歴史遺産、県下有数の工業力などを生かし、さらに「住んで良し」、「子育てして良し」、「働いて良し」の『選ばれるまち』をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

古賀市



ひとのデータ

人口：59,137 人 (-313)
男性：28,383 人 (-112)
女性：30,754 人 (-201)
世帯数：26,585 世帯(+175)
データ 令和 5 年 3 月 31 日現在

2. 施設の概要 (令和5年4月現在)

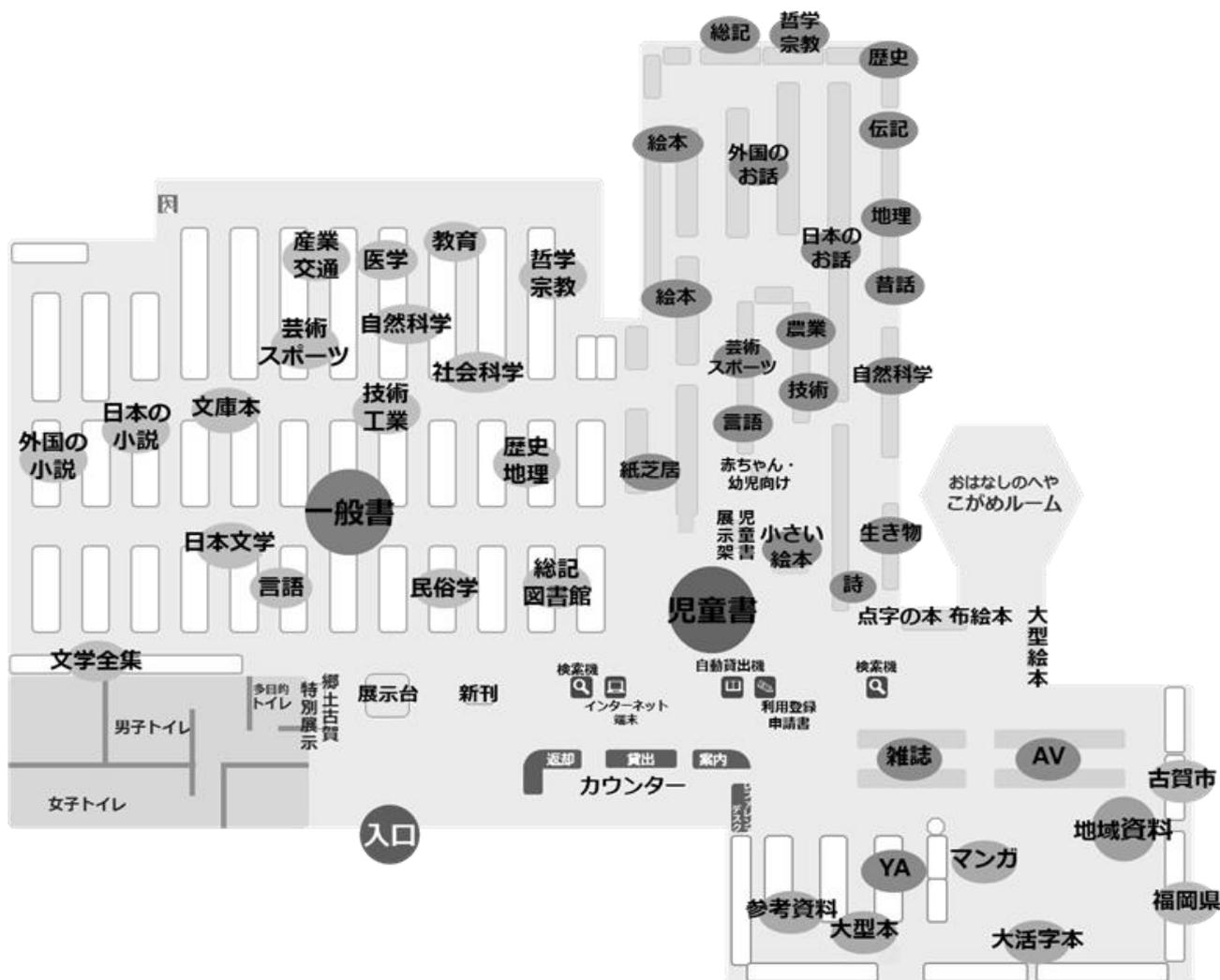
(1) 施設の概要

<所在地> 古賀市中央二丁目13番1号

<名称> 古賀市生涯学習センター (通称: リーパスプラザこが) 古賀市立図書館

〈沿革〉	平成6年11月:「サンフレアこが(歴史資料館との複合文化施設)」として開館 平成28年8月:古賀市生涯学習センター条例施行により名称変更 「交流館」新設に伴い、各施設(中央公民館、図書館、歴史資料館)が連絡通路等で連結
〈構造〉	鉄筋コンクリート造 地上2階
〈延床面積〉	3,607.744㎡ (図書館部分1階 1,862.287㎡)

(2) 館内案内図



3. 図書館の沿革

年号	年	月	事 跡	
大正	12		席内尋常小学校の敷地内に席内村立図書館（薄図書館）創立	
昭和	8		文部省より席内村立図書館表彰	
	20		終戦により席内村立図書館廃館	
	22	5	学校教育法施行規則により各小中学校に学校図書館を設置し活発な活動が始まる	
	36	5	古賀東小学校「西日本母と子の読書会」誕生	
	37	3	町内小学校4校「古賀町母と子の20分間読書」結成	
	44	8	第1回「古賀町母と子の読書のつどい」開催（～令和元年度第51回）	
	48	4	古賀町図書館設置条例施行 図書館司書を正式配置開始（青柳・小野小学校、町立図書館）	
		9	古賀町図書館の管理と運営に関する規則施行	
		10	古賀町立図書館 蔵書 3,757 冊で開館し、館外貸出を開始	
		53	6	「どようおはなし会」開始
	54	5	「えほん研究会」開始（平成5年4月終了）	
平成	4	8	古賀町複合文化施設建設検討委員会を設置	
		9	新図書館着工	
		6	4	新図書館移転業務のため図書館休館 10月まで
		8	新図書館竣工	
		10	コンピュータ導入による図書館システムを開始 新図書館オープニングセレモニー	
		11	古賀町複合文化施設設置条例施行 施設名を「サンフレアこが」と称し、1階に「町立図書館（蔵書 93,630 冊で貸出開始）」2階に「町立歴史資料館」を開館	
		12	視聴覚資料貸出開始	
		7	12	日曜日半日開館から一日開館へ
		8	3	県立図書館とネットワーク（FL ネット）を結ぶ
		11		第1回図書館まつり開催
		12		「名画会」開始
	9	7	「子ども映画会」開始	
		8	貸出冊数：10 冊 開始	
		10	市制施行により古賀市立図書館となる	
	11	4	粕屋地区公共図書館等 配本車事業開始（相互貸借）	
	12	11	ホームページ開設	
	14	8	福岡都市圏公共図書館等広域利用開始	
	15	8	ブックスタート事業開始（市立図書館、健康づくり課、こども政策課との合同事業）	
	16	2	福岡県図書館情報システム（ILL）参加	
		4	古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰	
		5	インターネット端末（2 台）提供開始、Web での蔵書検索可能となる	
		9	市民の寄付による「こがめルーム」増設（36 m ² ）	
	17	3	盗難防止用ゲート設置	
	18	4	「古賀市子ども読書活動推進計画」策定 古賀市立図書館「子どもの読書活動 優秀実践図書館の部」文部科学大臣表彰	
		6	「赤ちゃんおはなし会」開始	
	19	3	図書館利用者カード再発行有料化	
		11	市制施行 10 周年記念「第 12 回図書館まつり」開催	



すずき じょいち
薄 恕一(1866～1956)
席内村に図書館を設置寄贈して
“古賀市立図書館の礎”を築いた



旧町立図書館



新図書館竣工

年号	年	月	事 跡	
平成	20	10	図書館マスコット「ことちゃん」決定 「小さい子のおはなし会」開始	
	21	7	古賀市複合文化施設運営協議会設置 布の絵本ボランティア「つくしんぼ」発足	
	22	4	IC タグ導入開始	
		7	「24 時間テレビ 愛は地球を救う」から拡大読書機、デジター再生機が寄贈	
		11	自動貸出機導入	
	23	10	「赤ちゃんおはなし会」2 部制開始	
	24	2	Web 予約開始	
		7	「どようおはなし会」1,000 回記念開催（昭和 53 年 6 月から）	
	25	9	J R 古賀駅に「図書返却ポスト」設置	
		10	「古賀市子ども読書活動推進計画」改訂	
		11	レファレンスデスク設置	
		1	「赤ちゃんおはなし会」100 回記念開催（平成 18 年 6 月から）	
	27	6	情報提供ラック事業開始	
		8	図書館リニューアル工事（空調・照明改修、増床工事）のため閉館	
	28	9	臨時図書館開設（12 月まで）	
		1	空調・照明改修、増床工事竣工（増床 150 m ² ）	
		2	図書館リニューアルオープン	
		4	雑誌スポンサー制度開始	
		5	セカンドブック事業開始	
		8	「古賀市生涯学習センター（通称：リーパスプラザこが） 古賀市立図書館」へ名称変更〔古賀市生涯学習センター条例施行〕 古賀市図書館協議会設置	
		29	1	「小さい子のおはなし会」100 回記念開催（平成 20 年 10 月から）
			4	学校図書館市民開放用一般図書の配本開始
	10		「第 3 次古賀市子ども読書活動推進計画」策定	
	令和	元	7	サンリブ古賀店に「図書返却ポスト」設置
			10	古賀市立図書館移転開館 25 周年記念「図書館まつり」開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館 （3月2日～23日、4月1日～5月18日）
		3	2	図書館管理システム更新 貸出冊数：20 冊、貸出期間：視聴覚資料含め全て 15 日間に変更
			3	古賀市電子図書館サービス開始
			5	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館 （5月12日～6月20日、8月7日～9月16日）
		4	6	こがめルーム床張替他工事 「赤ちゃんおはなし会」300 回達成（平成 18 年 6 月から）
9			「名画会」300 回記念開催（平成 8 年 12 月から）	
10			「第 4 次古賀市子ども読書活動推進計画（子ども読書プラン）」策定	
5			2	布の絵本貸出開始



図書館マスコット
「ことちゃん」



図書館増床



生涯学習センター(交流館)竣工

4. 図書館の運営方針

＜図書館の運営方針＞

- 市民の「知る自由」を保障し、“生涯学習を支援する情報センター”として、市民の文化的で豊かな暮らしに資する読書文化を育むとともに、資料や情報の提供によって市民の様々な課題解決を支援していきます。

＜令和5年度の活動目標＞

- 市民のニーズや地域の課題に対応した図書資料の充実とレファレンス・サービス（情報提供等）の向上
- 誰もが気軽に立ち寄れる、居心地がよく魅力ある空間づくり等の利用環境の向上
- 郷土・行政資料の収集・保存、利用者への情報提供の実施
- いつでも・どこでも利用できる電子図書館サービスの利用促進
- 「第4次古賀市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、家庭・地域、保育所（園）・幼稚園等、学校等と連携した読書活動の推進
- 「読書ボランティア養成講座」「教養講座」「図書館まつり」等の事業の実施
- 福岡県内各公共図書館等及び国立国会図書館との総合ネットワークの活用並びに市内小中学校との連携の強化



「知恵の冒険」 作 望月 菊麿

5. 資料収集方針 (古賀市立図書館資料収集方針)

(平成26年3月 古賀市教育委員会告示)
(改正 平成28年7月 古賀市教育委員会告示)

(趣旨)

第1条 この方針は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、古賀市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は、市民（図書館の利用者を含む。以下同じ。）の基本的な権利の一つである知る自由を社会的に保障する機能の一つであることに鑑み、市民が必要としその知的関心を刺激する多様な資料を図書館の責任において豊富に揃え、提供しよう努めるものとする。

- 2 図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集するものとする。
- 3 図書館は、資料の収集に当たっては、市民の要望並びに社会の要請及び地域の実情を踏まえ、組織的かつ系統的に行うものとする。
- 4 図書館は、収集する資料が持つ思想や主張は読者である一人ひとりの市民の自由な思索と判断に委ねられていることに鑑み、資料の収集を中立かつ公正な立場で行うものとする。
- 5 図書館は、市民の知的関心に応える証としてこの収集方針を公開し、広く市民の理解と協力を得て、市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するものとする。
- 6 図書館員は、前各項の規定の趣旨を十分に理解するとともに、この収集方針に則って資料の収集に当たらなければならない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 行政資料
- (4) 郷土資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障がい者用資料
- (7) その他前条第2項に規定する資料

(資料収集の留意点)

第4条 資料収集については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしないこと。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しないこと。

(4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしないこと。

2 寄贈図書を受入れに当たっても前項各号に掲げる事項に留意するものとする。

(資料の選定方法)

第5条 資料の選定調整を行うため、図書館員で構成する図書館資料選定委員会を設置する。

2 資料の選定調整を行う場合には、あらかじめ前項の図書館資料選定委員会の議決を経るものとする。

3 図書館長は、前項の議決の結果を十分に尊重し、資料の選定に当たるものとする。

(蔵書の更新)

第6条 図書館は、常に新鮮で適切な蔵書構成を維持し、充実させるために資料の更新を行うものとする。

2 開架書架においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 利用の可能性が少なくなった資料、新たな資料によって代替できる資料及び古くなった資料は閉架書庫に移すこと。

(2) 将来の利用や資料価値がない資料は除籍すること。

(3) 頻りに利用される資料が破損等のために利用に供することができなくなったときは、同一資料の買い替え等の更新を行うこと。

(市民の要望及び意見の尊重)

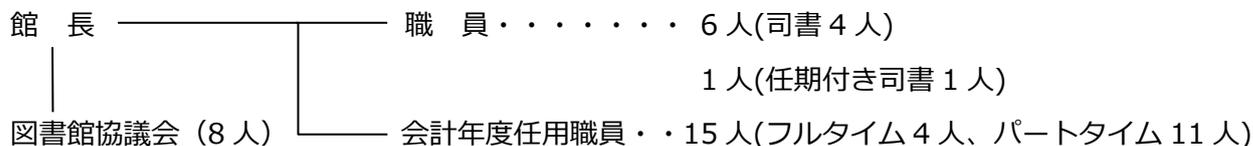
第7条 市民の蔵書に関する要望及び意見については、広くこれを収集し、蔵書構成の充実に役立てるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この収集方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は、図書館長が定める。

6. 図書館の組織 予算・決算

(1) 組織 (令和5年4月現在)



区分	主な業務
1 館長	図書館全般の統括、渉外
2 係長	図書館の総合的な管理・運営、図書館業務の総括指導、図書館業務の調整
3 職員	①図書館資料(図書・雑誌・新聞・視聴覚資料・郷土資料)の選択、収集、組織化、除籍 ②カウンター業務(貸出、返却、利用者登録、予約、複写、レファレンス業務など) ③行事等の立案、企画・運営(読書講座、映画会、講演会、図書館 Week など) ④図書館広報 ⑤子どもの読書活動推進(ブックスタート、セカンドブック、どようおはなし会、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会など) ⑥諸団体との連携(学校図書館、地域文庫、読書ボランティアなど) ⑦見学、職業体験・インターンシップなどの受入 ⑧督促 ⑨その他(一般事務、予算管理など)

(2) 予算・決算

(単位:円)

経費		令和4年度決算額	令和5年度予算額	摘要
図書館費総額(A+B+C+D)		107,406,986	110,812,000	
A	人件費	81,657,755	84,909,000	
B	資料費(a+b+c)	11,423,774	11,527,000	
	a 図書	9,399,905	9,500,000	
	b 雑誌・新聞	1,874,269	1,977,000	
	c 視聴覚資料	149,600	50,000	
C	使用料(①+②)	2,261,955	2,262,000	
	① 電子図書館クラウド使用料	660,000	660,000	
	② 電子書籍コンテンツ使用料	1,601,955	1,602,000	
D	その他の費用	12,063,502	12,114,000	

7. 蔵書数 (令和5年3月31日現在)

区分	一般書	児童書	図書計	視聴覚資料	総合計	雑誌
資料数	156,331冊	64,799冊	221,130冊	6,673点	227,803点	176タイトル (6,931冊)

<分類別蔵書数>

(令和5年3月31日現在)

種類	分類	蔵書数	種類	分類	蔵書数
一般書	0：総記	5,258	児童書	8：言語	1,121
	1：哲学	5,347		9：文学	20,599
	2：歴史	15,087		E：絵本（EA含む）	26,611
	3：社会科学	20,890		紙芝居・パネルシアター・	2,509
	4：自然科学	10,746		大型絵本・布の絵本	
	5：技術	13,799	小計	64,799	
	6：産業	5,237	図書合計（冊）		221,130
	7：芸術	16,714	視聴覚資料	ビデオ	0
	8：言語	2,904		CD	4,172
	9：文学	60,094		CB カセットブック	410
冊子	255	DVD		2,091	
小計	156,331				
児童書	0：総記	382	視聴覚資料合計（点）		6,673
	1：哲学	457	逐次 刊行物	雑誌	176タイトル (6,931冊)
	2：歴史	1,585		新聞（一年間保存）	9紙
	3：社会科学	2,638	※電子書籍コンテンツの数は含みません。〔別途記載〕		
	4：自然科学	4,194			
	5：技術	1,520			
	6：産業	1,081			
7：芸術	2,102				

8. 雑誌・新聞タイトル一覧

令和5年3月31日現在

購入 143タイトル

1	AERA
2	AERA with Kids
3	アクアライフ
4	アニメージュ
5	安心
6	&Premium
7	一個人
8	うかたま
9	美しいキモノ
10	栄養と料理
11	SFマガジン
12	ESSE
13	NHKきょうの料理
14	NHK将棋講座
15	NHKすてきにハンドメイド
16	NHKみんなのうた
17	FQ JAPAN
18	ELLE ジャパン
19	LDK
20	えんぶ
21	大相撲ジャーナル
22	OCEANS
23	オール読物
24	音楽と人
25	音楽の友
26	会社四季報
27	学校図書館
28	家庭画報
29	家電批評
30	ガバナンス
31	季刊子どもと普話(不定期刊)
32	季刊のぼろ
33	キネマ旬報
34	CREA
35	クロワッサン
36	群像
37	芸術新潮
38	糸だま
39	月刊エアライン
40	月刊かがくのとも
41	月刊ゴルフダイジェスト
42	月刊基ワールド
43	月刊たかさんのふしぎ
44	月刊天文ガイド
45	月刊Newsがわかる
46	月刊バスケットボール
47	月刊VOLLEYBALL
48	月刊Piano
49	月刊ホークス
50	月刊MOE

51	現代農業
52	コトノネ
53	子どもと読書
54	子供の科学
55	こどものとも
56	こどものとも 012
57	こどものとも(年少版)
58	こどものとも(年中向き)
59	子どもの本棚
60	この本読んで!
61	コラム歳時記
62	サッカーマガジン
63	茶道雑誌
64	サライ
65	サンデー毎日
66	JTB大きな時刻表
67	シティ情報ふくおか
68	じゃらん
69	週刊朝日
70	週刊金曜日
71	週刊ダイヤモンド
72	週刊ベースボール
73	趣味の山野草
74	小説すばる
75	消費と生活
76	新潮
77	SWITCH
78	スクリーン
79	STORY
80	Sports Graphic Number
81	墨
82	正論
83	世界
84	旅の手帖
85	ダ・ヴィンチ
86	短歌
87	淡交
88	DANCE MAGAZINE
89	dancyu
90	ちいさなかがくのとも
91	中央公論
92	釣ファン
93	Discover Japan
94	鉄道ジャーナル
95	鉄道ファン
96	テニスマガジン
97	ドゥーパ!
98	driver
99	NATIONAL GEOGRAPHIC 日本版
100	ニコラ

101	日経WOMAN
102	日経エンタテイメント!
103	日経トレンドィ
104	日経ヘルス
105	日経マネー
106	日本児童文学
107	Newton
108	猫びより
109	俳句
110	母の友
111	PHP
112	美術の窓
113	ビーパル
114	ピクトアップ
115	フォトコン
116	ふくおか経済
117	婦人公論
118	婦人之友
119	プレジデント
120	文学界
121	文藝春秋
122	Pen
123	本の雑誌
124	毎日が発見
125	Mac Fan
126	Mr. PC
127	ミセスのスタイルブック
128	MEN'S NON・NO
129	MORE
130	文字の大きな時刻表
131	モーターサイクリスト
132	モダンリビング
133	モノ・マガジン
134	山と溪谷
135	ゆうゆう
136	ラグビーマガジン
137	ラジオ深夜便
138	ランナーズ
139	LEE
140	ルアー・マガジン
141	歴史人
142	レタスクラブ
143	Wan

スポンサー 13タイトル

144	NHKきょうの健康
145	NHK趣味の園芸
146	園芸ガイド
147	オレンジページ
148	カーサ ブルータス
149	かぞくのじかん
150	ガーデン&ガーデン
151	暮らしの手帖
152	月刊クーヨン
153	kodomoe
154	財界九州
155	Tarzan
156	やさい畑

寄贈 11タイトル

157	九州王国
158	月刊はかた
159	月刊武道
160	皇室
161	新聞コラム読み比べ
162	青春と読書
163	図書
164	西日本文化
165	ふくおか経済EX
166	MAMOR マモル
167	リベラシオン・人権研究ふくおか

保存のみ 6タイトル

168	Car magazine(カーマガジン)
169	週刊日本の街道
170	Seventeen
171	たまごクラブ
172	特選街
173	ひよこクラブ

県指定保存 2タイトル

174	くらしとおかね
175	週刊日録20世紀

協会による情報雑誌の提供 1タイトル

176	図書館雑誌
-----	-------

新聞 9紙

1	朝日新聞(朝刊)
2	産経新聞(朝刊)
3	毎日新聞(朝刊)
4	読売新聞(朝刊)
5	日本経済新聞(朝刊、夕刊)
6	西日本新聞(朝刊、夕刊)
7	西日本スポーツ
8	朝日中高生新聞
9	朝日小学生新聞

9. 図書館の利用案内

古賀市民及び市立図書館利用者（以下「利用者」という。）に、図書、新聞、雑誌、視聴覚資料などを提供し、読みたい本のリクエストに応じるため予約サービスを行う。また、利用者からの質問に応じレファレンス・サービスなどを行う

- (1) 開館時間 火曜日～日曜日 午前 10 時～午後 6 時

- (2) 休館日 ・ 毎週月曜日（但し、月曜日が祝日の時は開館し、翌平日休館）
 ・ 第 4 木曜日（図書及び資料等の整理日）
 ・ 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
 ・ 特別整理期間

- (3) 貸出対象者 古賀市民及び市内に通勤・通学している人、
 または福岡都市圏に住んでいる人

- (4) 貸出冊数 図書は 1 人 20 冊まで（雑誌、紙芝居含む）
 その他に DVD・CD は合わせて 3 点まで、カセットブックは 5 点まで

- (5) 貸出期間 図書、雑誌、視聴覚資料（DVD、CD、カセットブック）すべて 15 日間

- (6) 貸出方法 NEC 図書館管理システム LiCS-Re2 による電算処理

- (7) サービス 予約・リクエスト、レファレンス（調べもの支援）、インターネット検索、
 Web サービス（資料の検索・予約、貸出延長など）、図書返却ポスト設置
 電子図書館サービス（令和 3 年 3 月 9 日開始）

- (8) 読書活動 おはなし会、読書講座等、展示台・企画コーナーでの本の紹介、
 (イベント等) 映画会 など

- (9) 文庫支援 子どもの読書活動の推進にかかる地域の文庫活動の支援と相互の連携

- (10) 団体貸出 市内の学校、保育所（園）・幼稚園等、学童保育所、読書ボランティア、
 福祉施設などの団体が対象
 ・ 1 回 100 冊まで 30 日間貸出し
 ・ 大型絵本、布の絵本、パネルシアター、エプロンシアターなどの貸出し

10. 図書館の利用状況 (令和4年度)

(1) 利用状況

※電子図書館サービスに関する利用は含みません。(別途記載)
(単位: 日、冊、点、人)

月	開館 日数	貸出数					利用者数 (貸出)	入館者数	新規 登録者数
		合計	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料			
4	25	29,205	14,853	11,234	1,721	1,397	6,010	10,292	97
5	25	27,846	14,321	10,552	1,623	1,350	5,836	10,173	104
6	25	28,602	14,157	11,589	1,624	1,232	5,998	10,415	106
7	26	32,035	14,618	14,272	1,653	1,492	6,506	11,764	153
8	25	30,615	14,415	13,188	1,619	1,393	6,307	11,613	138
9	25	28,384	13,968	11,452	1,725	1,239	5,932	10,009	84
10	25	29,624	14,268	12,273	1,697	1,386	6,202	10,862	117
11	25	27,911	13,384	11,517	1,716	1,294	5,902	10,838	105
12	22	24,597	12,265	9,632	1,541	1,159	5,171	8,818	52
1	15	20,993	10,766	8,053	1,285	889	4,387	6,869	51
2	23	29,203	14,648	11,606	1,724	1,225	6,056	10,719	103
3	26	27,109	13,810	10,306	1,668	1,325	5,906	10,345	115
合計	287	336,124	165,473	135,674	19,596	15,381	70,213	122,717	1,225
平均(日)		1,171.2		—			244.6	427.6	4.3

(2) 市外登録者・貸出数

地区	登録者数 (人)	貸出数 (冊)
新宮町	778	10,493
久山町	21	132
粕屋町	11	47
篠栗町	12	293
宇美町	12	1
志免町	13	46
須恵町	10	6
福津市	727	6,045
宗像市	234	1,247
太宰府市	5	0
大野城市	8	41
筑紫野市	9	10
春日市	12	40
那珂川市	3	0
糸島市	4	144
福岡市	790	12,476
(福岡市東区)	(671)	(11,603)
その他市町	32	160
合計	2,681	31,181

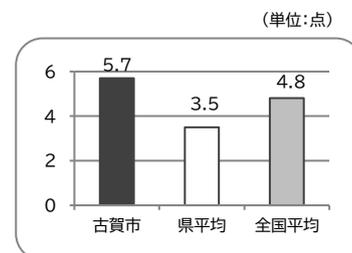
(3) 相互貸借

相手館名称	借受数 (冊)	貸出数 (冊)
新宮町立図書館	64	67
久山町民図書館	18	14
粕屋町立図書館	52	32
篠栗町立図書館	38	45
宇美町立図書館	51	9
志免町立町民図書館	29	72
須恵町立図書館	39	19
福津市立図書館	39	39
宗像市民図書館	19	81
太宰府市民図書館	12	6
大野城まどかぴあ図書館	22	22
筑紫野市民図書館	19	13
春日市民図書館	16	17
那珂川市図書館	16	22
糸島市図書館	12	18
福岡市総合図書館	61	134
福岡県立図書館	110	81
その他図書館	348	855
合計	965	1,546

(4) 団体貸出	141 団体	貸出冊数	9,325 冊
(5) 予約	9,435 冊		
(6) リクエスト	1,358 件		
(7) レファレンス・サービス	10,190 件	(注 : 3,273 + 6,917)	
(8) インターネット情報提供	92 件		
(9) コピーサービス	1,311 枚		
(10) サービス指数			

① 市民 1 人当たりの貸出数

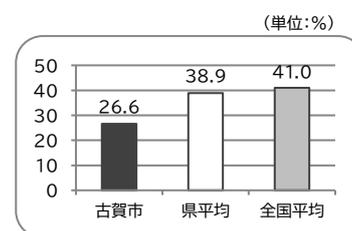
$$\text{貸出数} \div \text{人口} \\ 336,124 \text{ 点} \div 59,137 \text{ 人} = 5.7 \text{ 点}$$



② 市民登録率

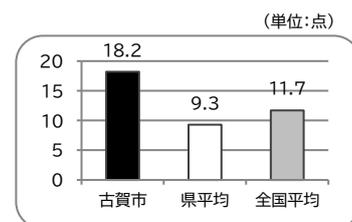
$$\text{市内登録者数} \div \text{人口} \\ 15,744 \text{ 人} \div 59,137 \text{ 人} = 26.6\%$$

※古賀市では利用者登録の有効期間満了後 3 年を経過しても更新されない場合は、利用者登録を抹消しています。



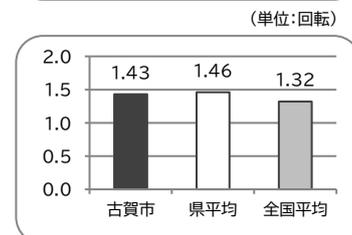
③ 登録者 1 人当たりの貸出数

$$\text{貸出数} \div \text{登録者数} \\ 336,124 \text{ 点} \div 18,425 \text{ 人} = 18.2 \text{ 点}$$



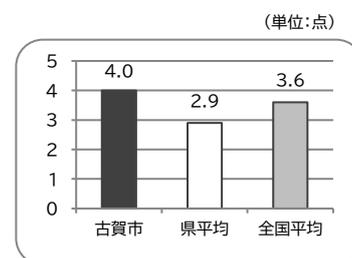
④ 蔵書回転率 (1 冊あたりの年間貸出回数)

$$\text{貸出数} \div \text{蔵書数} \\ 336,124 \text{ 点} \div 234,734 \text{ 点} = 1.43 \text{ 回転}$$



⑤ 市民 1 人当たりの蔵書数

$$\text{蔵書数} \div \text{人口} \\ 234,734 \text{ 点} \div 59,137 \text{ 人} = 4.0 \text{ 点}$$



※ 国、県の実績は「図書館年鑑 2023」の数値

※ 古賀市人口 59,137 人 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

※ (7) 注 レファレンス・サービスは、口頭でのレファレンスと他館との所蔵調査を加えた件数になっています。

(11) 前年度との比較

① 登録状況

	令和4年度	令和3年度	備考
登録者数(個人)	18,425人	19,060人	
市内登録者数	15,744人	16,308人	
内、新規登録者数	1,008人	893人	
市外登録者数	2,681人	2,752人	
内、新規登録者数	217人	178人	
市民登録率	26.6%	27.4%	
団体登録数	141団体	136団体	

※利用者登録の有効期間満了後3年を経過しても更新されない場合は、利用者登録を抹消しています。

② 利用状況

	令和4年度	令和3年度	
利用者数(貸出)	70,213人	59,508人	
〈参考〉1日平均利用者数	244.6人	205.9人	
入館者数	122,717人	96,455人	
〈参考〉1日平均入館者数	427.6人	333.8人	

③ 貸出状況

	令和4年度	令和3年度	
貸出数	336,124点	288,426点	
図書貸出数	301,147冊	259,634冊	
内、一般書貸出数	165,473冊	145,635冊	
内、児童書貸出数	135,674冊	113,999冊	
雑誌貸出数	19,596冊	15,784冊	
視聴覚資料貸出数	15,381点	13,008点	
〈参考〉1日平均貸出数	1,171.2点	998.0点	
〈参考〉登録者1人当たりの貸出数	18.2点	15.1点	

④ その他のサービス状況

	令和4年度	令和3年度	
団体貸出	9,325冊	7,115冊	
レファレンス・サービス	10,190件	9,786件	
予約	9,435冊	※ 18,108冊	※コロナ臨時休館中に実施
Web	Web予約	6,346件	※ 14,103件
Web	Webによる貸出延長	17,164件	12,581件

1 1. 電子図書館サービス

令和3年3月9日から古賀市電子図書館サービスを開始

(1) 利用案内

- 対象 ①古賀市在住者
 ②古賀市内在勤・在学者
- 貸出点数 3点まで
- 貸出期間 15日間
- 貸出延長 1回

(2) 蔵書数 (令和5年3月31日現在)

タイトル数	3,838
ライセンス数	4,178

(3) 分類別統計

(単位: 点)

分類	タイトル数	貸出数
0: 総記	46	33
1: 哲学	76	103
2: 歴史	174	195
3: 社会科学	157	119
4: 自然科学	290	176
5: 技術	388	318
6: 産業	99	120
7: 芸術	255	270
8: 言語	62	49
9: 文学	1,577	1225
K: 児童	711	254
独自資料	3	0
分類なし	-	14
合計 (令和4年度)	3,838	2,876

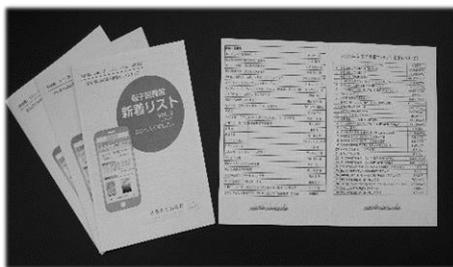
(4) 利用状況

(単位: 点、件)

月	貸出数	ログイン回数
4月	283	534
5月	201	565
6月	219	512
7月	238	481
8月	134	412
9月	158	416
10月	267	604
11月	297	789
12月	228	665
1月	314	503
2月	266	580
3月	271	553
合計 (令和4年度)	2,876	6,614
令和3年度	2,988	6,035

(5) その他

【電子図書館「新着書籍案内冊子」の配布 (10月～)】 【電子図書館サービスのPR】



～新たに受け入れた書籍をリスト化して紹介
市立図書館、ブックポスト (JR古賀駅・サンリブ古賀) で配布～



～市内の施設、高校・大学などでポスター掲示、
広報「こがんと」掲載～

12. 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画

(1) 令和4年度事業報告

月日	事業	場所	実施状況等
4 23 (土)	子ども読書の日イベント ①「どうようおはなし会プラス(通常のおはなし会に「科学遊び」を追加)」 ②「ハッピーバッグ貸出(年齢・学年毎のおすすめ本の詰め合わせ)、感想文募集・展示」:4/22~4/24 ③「ぬりえ募集・展示」:4/21~5/31 ④「特別展示/国際アンデルセン賞受賞絵本、(大人向け)子どもと本を楽しむための啓発図書、(イベントに関連した)科学絵本(計 約 100 冊)」:4/1~5/31	図書館、 中会議室	①35人参加 ②貸出数 44/50セット 感想文 12人提出 ③49作品提出
6 12 19 (日)	読み聞かせボランティア研修会(初級編)/近畿大学非常勤講師 河井 律子さん ①<1日目>講義:読み聞かせの大切さと絵本の選び方 ②<2日目>実技:読み聞かせの仕方(絵本の持ち方、読み方 等)	中会議室	①26人参加 ②24人参加
7 27 (水)	高校生のためのPOP作り講座(おすすめの本を紹介しよう!)/古賀竟成館高校 ■市立図書館及び学校図書館の蔵書の中から、生徒がおすすめする本を題材に、イラストや文字を使って効果的に紹介する方法を学ぶ	中会議室	13人参加
7 29 (金)	高校生による「朗読劇イベント(あつまれおはなしの森 2022)」/玄界高校 ■紙芝居や絵本を大型スクリーンに投影した朗読劇 等	交流館 多目的ホール	42人参加
9 23 (金・祝) ~ 10/2 (日)	第28回図書館まつり(図書館 Week2022) ■<参加型>①「おはなし会スペシャル(市内地域文庫 6 団体)」 ②「名画会」「子ども映画会」「どうようおはなし会プラス」 ■<体験型>③「つくってみよう ~フェルトでアンパンマンの顔をつくろう~」 ④「スタンプラリー」 他 ■<展 示>⑤「みんなの本棚(利用者がおすすめする本の紹介)」 ⑥「高校生が作成(7/27)したおすすめの本のPOP紹介」 ⑦「布の絵本ボランティアつくしんぼの紹介、作品展示」 ⑧「ブックリサイクル」 (学校・幼稚園、ボランティア団体、福祉団体等は、内覧会により優先配布)	図書館、 中会議室、 交流館 多目的ホール	①118人参加 ②64人参加 ③39人参加 ④168人参加 ⑤230人参加 ⑥約400人・ 18団体参加
10 7 14 21 (金)	クリスマス企画 布の絵本づくり講座(全3回)/布の絵本ボランティアつくしんぼ ■クリスマス小物づくり(クリスマスツリーのミニパストリー)	中会議室	延 39人参加
12 3 (土)	ナイトミュージアム&ライブラリー(歴史資料館コラボイベント) ■指定された絵本を探し出し、本の頭文字を並び替えて暗号を読み解く企画	図書館	22人参加
12 25 (日)	古賀竟成館高校「(はじめての)おはなし会」/図書委員会 ■高校生が読み手として参加する「おはなし会(紙芝居、大型絵本 他)」	図書館	23人参加
1 24(火) ~ 31(火)	蔵書点検(休館作業)	図書館	—
2 12 (日)	文学講座/火野葦平資料の会 会長 坂口 博さん ■「中村哲と火野葦平」	交流館 多目的ホール	92人参加
2 19 (日)	読書ボランティア団体交流会 ■「子ども読書活動推進計画(R4.10月策定)」の概要説明 ■活動事例報告 他 ・古賀東小学校ぐりとぐらの会「学校ボランティアと保育園の連携」 ・古賀子どもの本の交流会「いつでも どこでも どの子にも ~様々な場所で行う子どもの読書活動~」	中央公民館 大会議室	23人参加

<その他>

■図書館見学(小学2年生:10月、幼稚園児:3月) 2回 143人

■学校図書館 市民開放用 一般図書配本(市内小中学校) 2校

(2) 令和5年度事業計画

月 日	事 業	場 所
4 22(土) ～ 23(日)	子ども読書の日イベント ■「どうようおはなし会プラス ～いつものおはなし会に「ミニ実験(空気之力)」をプラス～」 ／ 古賀子どもの本の交流会 :4/22 ■「パパといっしょに絵本ライブ」を楽しもう！ ～ダイナミックな読み聞かせ、新聞紙遊びのワークショップ、家庭で読書を楽しむコツ～ ／ NPO 法人ファザリングジャパン九州 森島 孝さん ほか :4/23 ■「ハッピーバッグの貸出 ～年齢・学年やテーマごとのおすすめ本の詰め合せ～」 :4/22～4/23 ■「特別展示 ～パパと読むとさらに面白くなる絵本の紹介～」 :4/1～4/30	図書館、 中会議室、 交流館 303・304 和室
7 28(金)	高校生によるおはなし会「あつまれ おはなしの森 2023」 ／玄界高校図書委員会 ■スクリーンを使用した迫力一杯の絵本の読み聞かせ、大型紙芝居 等	交流館 多目的ホール
9 29(金) ～ 10 9(月.祝)	第29回図書館まつり(図書館 Week2023) 〈幼児・小学生、中高生他〉 ■「どうようおはなし会プラス」／古賀子どもの本の交流会 :9/30 ■「TEENS 映画会 ～劇場アニメ 君の隣をたべたい～」 :9/30 ■「おはなし会スペシャル」／市内地域文庫6団体 :10/1 ■「子ども映画会 ～小さなバイキング ビック～」 :10/7 ■「ぐりとぐらをつくろう ～フェルトで小物づくり～」 :10/9 〈一般、その他〉 ■「文学講座 ～本と一緒に北九州文学散歩～」 ／九州女子大学非常勤講師 轟 良子さん :10/8 ■「映画会 ～ドライブ・マイ・カー～」 :10/9 ■ブックリサイクル 等	図書館、 中会議室、 交流館 多目的ホール
11 18(土)	図書館で学ぶがんシリーズ「がんになっても自分らしく生きる ～在宅医療の実際～」 ／福岡東医療センター がん相談支援センター、訪問看護ステーションこが ■がん患者さんと家族を支える病院と訪問看護の連携の実際を知る	中会議室
12 17(日)	古賀竟成館高校図書委員会／おはなし会 ■高校生が読み手として参加する「おはなし会(紙芝居、大型絵本 等)」	図書館
1 23(火) ～ 31(火)	蔵書点検(休館作業)	図書館
2 2,9, 16 (金)	布の絵本づくり講座(全3回)／布の絵本ボランティア つくしんぼ ■オリジナル作品づくり	中会議室
調整中	読み聞かせボランティア研修会	-
調整中	生きがいつくり講座(官学連携事業)／福岡女学院看護大学	-

<月例行事>

- 「どうようおはなし会」：毎週土曜日
- 「赤ちゃんおはなし会」：第2水曜日
- 「小さい子のおはなし会」：第3水曜日
- 「ブックスタート」：毎月1回
- 「セカンドブック配布」：毎月1回

<その他>

- 「名画会」：年3回(8/3・12/7・3/7) ※高齢者外出促進事業対象イベント
- 「子ども映画会」：年3回(7/26・8/2・3/27)
- 「学校図書館 市民開放用 一般図書」配本：年10回

13. 読書活動等の概要

<おはなし会>

子どもたちにおはなしの世界の楽しさを伝え、読書のきっかけをつくるため、絵本の読み聞かせを中心に、紙芝居、手あそびなどを行いながら楽しいひとときを過ごしています。

3つのおはなし会は、読書ボランティア団体の協力を得て実施しています。

<300回を迎えた

「赤ちゃんおはなし会」(6月)>



どようおはなし会 毎週土曜日 11:00~11:20	赤ちゃんおはなし会 第2水曜日 ① 11:00~11:15 ② 11:30~11:45	小さい子のおはなし会 第3水曜日 11:00~11:20
<回数> 48回 <参加数> 子ども 653人 <延べ> 大人 376人 計 1,029人 <担当ボランティア> 第1週「こが語りの会」 第2週「こがめ」 第3週「咲の会」 第4週「古賀子どもの本の交流会」 第5週「古賀子どもの本の交流会」	<回数> 24回 <参加数> 子ども 94人 <延べ> 大人 89人 計 183人 <担当ボランティア> 赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」	<回数> 12回 <参加数> 子ども 89人 <延べ> 大人 72人 計 161人 <担当ボランティア> 小さい子のおはなし会「わにわに」

<セカンドブック事業>

平成28年度から始まり、3歳の誕生日を迎えた子ども達に絵本を1冊プレゼントし、読書のきっかけづくりと、親子のふれあいの大切さや意義を伝えています。

令和4年度は、図書館のカウンターや3歳児健診時に474人に絵本を手渡すことができました。

<映画会>

図書館所蔵のDVD資料を活用し、文学的価値の高いと思われる映画作品の紹介や、映画の楽しさを知ってもらうという趣旨のもとに名画会・子ども映画会を行っています。

名画会 (一般対象)	子ども映画会 (幼児・児童対象)
<回数> 4回 <参加数> (延べ) 69人	<回数> 4回 <参加数> (延べ) 113人

<子ども読書の日イベント> 令和4年4月23日(土)



<読み聞かせボランティア研修会> 令和4年6月12日(日)・19日(日)



<高校生のためのPOP作り講座 ~おすすめの本を紹介しよう!~> 令和4年7月27日(水)



<高校生による朗読劇イベント ~あつまれおはなしの森 2022~> 令和4年7月29日(金)



<図書館 Week2022 (第28回 図書館まつり)> 令和4年9月23日(金・祝)～10月2日(日)

第28回図書館まつり
令和4年9月23日(金・祝)～
10月2日(日)

図書館Week2022

つくってみよう 9/23(金) 9:00
 しようおはなし会プラス 9/24(土)
 名画会 (349) 9/25(日) 9/25(日)
 子ども名画会 18/1(土)
 おはなし会スペシャル 18/2(日)
 ブックリサイクル
 みんなの本棚
 スタンダラー
 高校生がおすすめる本のPOP展示
 地域文庫、布の絵本ボランティアつくしんぼの紹介、展示
 しおりプレゼント

古賀市立図書館
電話 092-942-2561

図書館Week2022 第28回図書館まつり

令和4年9月23日(金・祝)～10月2日(日)
古賀市立図書館 ほか

9/23(金・祝) つくってみよう
14時～16時 こがめルーム
アンパンマンの「おは」をつくろう!
整理券を配布します。 先着30人

9/24(土) しようおはなし会プラス
11時～11時45分 中会議室

9/25(日) 名画会 300回記念
『モダン・タイムス』
14時～15時25分 中会議室
※ 高齢者外出促進事業です。

10/1(土) 子ども映画会
『おしりたいてい』
14時～15時 中会議室

10/2(日) おはなし会スペシャル
14時～15時 交流館多目的ホール
地域文庫のみなさんによる楽しいおはなし会

期間中開催 みんなの本棚
あなたのおすすめる本を、背表紙に見立てた紙に書いてください。館内に掲示します。
スタンダラー
「みんなの本棚」期間中の貸出し、「期間中に2回連続で、イベントに参加」などで
スタンダラーの貸し出しに、参加賞をプレゼントします。
ブックリサイクル 2階ホールにて、10/1(土)午後3時まで
高校生がおすすめる本のPOP展示
高校生がのみなさん作成したおすすめる本のPOPを展示します。
しおりプレゼント
地域文庫、布の絵本ボランティアつくしんぼの紹介、展示

古賀市立図書館 電話 092-942-2561

図書館Week2022 (第28回 図書館まつり)

おはなし会 スペシャル

いつものおはなし会とはひと味ちがう、
特別なおはなし会です。
古賀市内で活躍する6つの地域文庫が、
持ち場を並かし、工夫をこらしたスペシャルな
おはなし会にご案内ください。

日時 令和4年 **10月2日(日)**
14時～15時 (13時30分開場)

場所 リーバスプラザこが歴史資料館 中会議室

内容 古賀市内6つの地域文庫の
皆さんによる楽しいおはなし会
次郎松屋のエプロンシアターなど
あなご文庫、こが文庫
コスモス文庫、しらさぎ文庫
たけのこ文庫、星の子文庫のみなさん
※申し込みは不要です。

※ 予定は変更される場合があります。
最新情報は本図書館のウェブサイトでご確認ください。
※新型コロナウイルス感染症患者の対応にご協力ください。

古賀市立図書館 092-942-2561



<クリスマス企画 布の絵本づくり講座> 令和4年10月7日・14日・21日(金)

先着 **15名**
(要申込)

令和4年度 布の絵本づくり講座

フェルトやビーズでクリスマスツリーを作ります。
クリスマスの本を読む時の雰囲気づくりはいかがですか？

10月7日(金) 14日(金) 21日(金)
全3回【3回とも参加できる人】

時間 ▶ 10時30分～12時30分
場所 ▶ リーバスプラザこが歴史資料館 中会議室
講師 ▶ 布の絵本ボランティア「つくしんぼ」
材料費 ▶ 1,000円 ※第1回目にはいただきます
受付 ▶ 8月24日10時から 電話またはカウンターにて
持参品 ▶ 裁縫道具・筆記用具・ものさし

※新型コロナウイルス感染防止の状況により変更・中止の場合があります
申し込み・問い合わせ 古賀市立図書館 TEL:092-942-2561



<古賀竟成館高校「(はじめての) おはなし会」> 令和4年12月25日(日)



<文学講座「中村哲と火野葦平」> 令和5年2月12日(日)

高野聖子氏
読書奨励大使

文学講座
令和4年度

中村哲 と 火野葦平

芥川賞作家・火野葦平は、古賀市出身の中村哲さんの祖父でもあります。哲さんご両親とも親交の深かった坂口博さんに、火野葦平と哲さんのお話をさせていただきます。

講師: 火野葦平資料館 会長 坂口 博さん

2023年2月12日(日) 13:30~15:00(開場 13:00)

定員 100人(参加費無料・先着)

場所 リーバスプラザこが交流館 多目的ホール

申込み 1月11日(水)10:00~ 図書館カウンター・電話・ネット申込

○1月24日~31日は高野点検で休館するため、電話またはネット申込のみ。
※マスクの着用をお願いいたします。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更・中止の場合があります。

古賀市立図書館 古賀市中央二丁目13-1 TEL.092-942-2561



<その他の取組>

【赤ちゃん&キッズタイムの取組(1月~)】 【館長おすすめの本コーナー(5月~)】 【中村勉コレクション(3月~)】

赤ちゃん&キッズタイム

図書館では、小さなお子さん連れの方が気兼ねなく利用できるように、「赤ちゃん&キッズタイム」をはじめました!

赤ちゃんの泣き声や、お子さんの大きな声が気になって来館をためらっている方もぜひお気軽に来館ください。

いつ? 第2・第3水曜日 10時~12時

ゆ〜くり絵本を返〜るわ

赤ちゃんのおはなし会
第2水曜日 11時~11時15分
11時20分~11時45分
小さい子のおはなし会
第3水曜日 11時~11時20分
おはなし会もやってます!

ご利用いただいている皆様へ
この時間帯は、いつもより館内がほのぼのになりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。
みなさんで子どもの成長を見守り、子育てを応援していきましょう。

おむつ交換台は図書館多目的トイレ内にあります。
授乳室は別棟の交流館1階にあります。

古賀市立図書館 TEL.092-942-2561



~ 駅長おすすめの湯をもじった、館長独自のセンスで選んだ特集コーナー ~



~ 中村哲さんの父・勉さんに、火野葦平が贈った蔵書を紹介(火野葦平資料館寄贈) ~

【布の絵本(バリアフリーの本)コーナー、貸出開始(10月~)】



~ 点字の本や布の絵本、LLブックなどを集め、手に取りやすいよう展示を工夫 ~



~ 布の絵本の貸出・活用(米多比児童館) ~

【テーマを決めた本の紹介コーナー（1月～）】



【おはなし会で読んだ本のコーナー（1月～）】



～絵本選びに迷ったとき、まず手にとってもらいたい本を紹介、「読み聞かせに向く絵本のリスト」も配布～

【蔵書点検期間中に実施した模様替えの一部（1月）】



～ニーズに基づき、3歳から小学生までにむけた本を1か所にまとめた～



～「学年別おすすめの本コーナー」や、多くの物語絵本に埋もれて探しづらかった「科学・写真」や「平和・戦争」の本に、シールを付けて新たなコーナーを設けた～



～児童用マンガを「児童書コーナー奥の靴を脱いで座って読める場所」に移動～



～YAコーナーに「なるには BOOKS」や学校案内などを集めた「進路・職業案内コーナー」を設けた～

【物価高騰対策生活支援事業との連携（12月～）】



～図書カード配布にあわせて「本選びの参考となるガイド本」を紹介～

【小学生がおすすめする本のPOP展示（2月～）】



～学校連携事業として、手づくりPOPでおすすめ本を紹介する取組をスタート～

【こがめルーム床張替他改修工事（6月）】



～おはなし会のほか、親子読書やグループ学習、読書ボランティア活動室としてリフォーム～

14. 図書館利用者アンケート集計結果報告

令和4年度に実施したアンケートの結果は、次のとおりです。
いただいたご意見は、図書館サービスの更なる向上に活かしてまいります。



- <調査目的> 図書館をどのようにご利用いただき、どのくらい満足していただいているかなどをうかがい、今後の運営の参考にさせていただくことを目的に実施。
- <調査方法> 令和5年2月1日から14日の間、(館内入口の)特別展示台、受付カウンターで調査用紙を配布・回収。
- <配布枚数> 1,058件 <回答数> 373件 ※回収率 35.3%

【アンケート結果の概説】

<図書館の利用状況(年齢層、頻度)について>

- 「若年層(10～20代)」の利用・回答が少ない状況でした。
⇒ 若年層に対して“図書館に関心を持ってもらう取組(情報発信を含む)”を進めていく必要があります。
- 「月1～2回程度の利用」が最も多く、「月1回以上来館している方」が約9割でした。
⇒ “資料の貸出期間(15日間)に合わせて来館し、借りていた本を返して別の本を借りていく”という使い方をしている人が多いことがうかがえます。

<図書館の運営・サービスについて>

- 『総合的な満足度』の設問では、「満足・おおむね満足」と回答した方が7割を超え、『各サービスの満足度(〈館内の過ごしやすさ〉〈資料の種類・数、探しやすさ〉〈おはなし会、講演会・講座などの行事〉〈図書館からのお知らせ〉〈スタッフの対応〉)』の設問においても、すべての項目で8割を超える方※が「満足・おおむね満足・普通」と回答しました。
※「わからない」と回答した方を除く
⇒ 現状の図書館運営は、おおむね受け入れられていると考えられます。
- 一方で、『大人向け資料の種類や数』や『資料の探しやすさ』の設問では、他と比較すると「やや不満・不満」が目立ち、『今後、力をいれてほしい取組』の設問でも、「(特定のジャンルを増やしてほしいといった内容の)資料の充実」や「探している資料が見つかりやすい配置・表示」を求める回答が多くありました。
⇒ 限られた資料購入費を有効に活用し、魅力ある資料構成を図りながら、図書館をもっと活用してもらえるように資料情報を提供する必要があります。
(例/フロアマップによる案内、本の見せ方・並べ方の工夫、レファレンスサービスの周知など)
- また、『図書館ホームページで予約や延長ができること』や『公共図書館の広域利用ができること』は他のサービスと比べてあまり知られておらず、『電子図書館サービス』については、利用している人が限られている状況がうかがえます。
⇒ 図書館サービスについての情報を整理し、上手な利用の仕方をわかりやすく紹介するなど、PR方法を工夫する必要があります。
- この他、施設・設備面では、「資料が探しやすい書架の採用/配置の変更」「ゆっくりくつろげる空間の整備/読書スペースの拡張」「十分な駐車台数の確保」などの意見が寄せられ、使い勝手が良く、また居心地の良い図書館が望まれていることがうかがえます。
⇒ 現有施設の中で対応可能な、利用しやすい環境づくりを検討し、実現できるものから順次着手していく必要があります。

<その他について>

- 「新刊、話題の本や〇〇賞受賞の本が見つからない、入れてほしい」というご意見が多く寄せられました。これらの本の多くは入荷済みであるものの、返却され次第すぐ次の方に借りられたり、切れ目なく予約が続いたりしているため本棚には並んでいません。
お探しの本が見つからない時は、遠慮なくスタッフにお尋ねください。

※ 集計結果の詳細、分析内容について、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。



** 古賀市立図書館 TEL 942-2561 **

【図書館ホームページ】

15. 地域文庫及び読書ボランティア団体

(1) 地域文庫（令和5年4月現在）

文庫名	所在地	開庫日
あすなろ文庫（昭和59年7月設立）	花鶴丘3丁目区公民館	月曜日 15時～17時
コスモス文庫（平成2年3月設立）	米多比児童館内（図書室）	土曜日 15時～17時
こじか文庫（平成5年12月設立）	鹿部区公民館	第2・第4土曜日 15時～17時
しらさぎ文庫（平成元年6月設立）	都筵内会館	火曜日 16時～18時
たけのこ文庫（昭和53年設立）	公務員宿舎 古賀住宅集会所	月曜日 16時～17時30分
星の子文庫（平成6年11月設立）	舞の里5区集会所	金曜日 16時～17時30分

(2) 読書ボランティア団体（令和5年4月現在）

団体名	活動場所	主な活動内容
図書館ボランティア	図書館	布の絵本・エプロンシアター制作 図書館内のタペストリー制作 布の絵本づくり講座
		「赤ちゃんおはなし会」担当
		「小さい子のおはなし会」担当
		「どうようおはなし会（第2週）」担当
		「どうようおはなし会（第3週）」担当
こが語りの会	古賀市小中学校 図書館 特別支援学校	「どうようおはなし会（第1週）」担当 勉強会2回、総会1回
古賀子どもの本の交流会	古賀市小中学校 図書館 地域公民館	「どうようおはなし会（第4・5週）」担当 小中学校・保育所・公民館でのお話し会 読書講演会 科学実験教室 子育てサロン 子どもわくわくフェスタ アンビシャス運動支援助成事業 子どもゆめ基金助成事業 ほか
古賀東小学校 ぐりとぐらの会	古賀東小学校	朝の読み聞かせ 昼休みのおはなし会 久保保育園にておはなし会
花見小学校ボランティア まつぼっくり	花見小学校	朝の読み聞かせ
青柳小学校 おはなしの木	青柳小学校	朝の読み聞かせ
小さな野原の会	小野小学校	朝の読み聞かせ
舞小ぐるんぱ 読み聞かせの会	舞の里小学校	朝の読み聞かせ
花鶴小学校ボランティア こんぺいとう	花鶴小学校	朝の読み聞かせ 月に一度昼読
古賀西小学校 おひさま	古賀西小学校	朝の読み聞かせ
北中見つめるタイム 読み聞かせの会	古賀北中学校	朝の読書「見つめるタイム」の読み聞かせ
花鶴丘幼稚園 にじのおと	花鶴丘幼稚園	幼稚園内の読み聞かせ
朱鷺の会	障害者支援施設 なのみの里	「なのみの里」での大型絵本や紙芝居の 読み聞かせ
古賀市紙芝居サークルカチカチ会	古賀市内福祉施設 学童保育所、公民館	紙芝居制作及び上演活動

(3) 市内読書活動の沿革

年号	年	月	事 跡
昭和	53	6	最初の地域文庫「たけのこ文庫」〔公務員宿舎古賀住宅集会所〕開設 図書館ボランティア どうようおはなし会「こがめ」「咲の会」設立
	54	10	「かめのご文庫」〔花鶴丘団地〕開設（平成元年12月閉鎖）
	55	2	「れんげ草文庫」〔薦野公民館〕開設（平成2年4月閉鎖）
	59	5	「子どもの本をよむ会」開始（平成5年4月終了）
		7	「花鶴丘3丁目文庫」（現「あすなろ文庫」〔花鶴丘3丁目区公民館〕）開設
	63	4	「ひばり文庫」〔青柳町ひばりヶ丘集会所〕開設（平成21年7月閉鎖）
	平成	元	6
2		3	「コスモス文庫」〔米多比児童館〕開設
5		12	「こじか文庫」〔鹿部区公民館〕開設
6		11	「星の子文庫」〔舞の里5区集会所〕開設
18		6	図書館ボランティア 赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」設立
20		10	図書館ボランティア 小さい子のおはなし会「わにわに」設立
21			星の子文庫「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
		7	布の絵本ボランティア「つくしんぼ」設立
22			古賀子どもの本の交流会「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
26			こが語りの会「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
27			たけのこ文庫「子どもの読書活動優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
30			たけのこ文庫「第48回野間読書推進賞」受賞

16. 古賀市図書館協議会

(1) 設置趣旨

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき設置し、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に意見を述べる機関とする。

(2) 構成内容

古賀市図書館協議会は、古賀市生涯学習センター条例第20条第1項第1号に基づき、定数8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

(3) 委員の任期

古賀市生涯学習センター条例第20条第1項第2号に基づき、委員の任期は2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 古賀市図書館協議会委員名簿（令和4年8月1日から令和6年7月31日まで）

園 久恵	古賀市立小中学校校長会
村山 美和子	社会教育委員の会議（コスモス文庫）
池田 頼子	読書ボランティア（あすなろ文庫）
鈴木 章	福岡教育大学 非常勤講師
河村 正彦	元近畿大学および近畿大学大学院教授
久池井 良人	元福岡市総合図書館長
高橋 雅仁	公募（市内に住所を有する者）
服部 哲治	公募（市内に住所を有する者）

(5) 令和4年度の活動実績（3回開催）

<第1回協議会> 令和4年6月7日

1. 令和3年度図書館事業実績報告（概況）について
2. 令和4年度図書館事業計画について
3. 「第4次古賀市子ども読書活動推進計画」策定の進捗状況について

<第2回協議会> 令和4年10月4日

1. 古賀市図書館協議会の役割について
2. 令和4年度図書館事業計画及び図書館事業報告等について
3. 令和4年度図書館要覧（案）について
4. 「第4次古賀市子ども読書活動推進計画」策定進捗状況について

<第3回協議会> 令和5年2月7日

1. 令和4年度図書館事業報告について
2. 令和4年度図書館利用実績について
3. 利用者アンケートの実施について
4. 「第4次古賀市子ども読書活動推進計画（愛称：子ども読書プラン）」の概要等について
5. 令和5年度予算における事業概要（案）について

17. 条例・施行規則

古賀市生涯学習センター条例（抜粋）

平成27年12月21日

条例第37号

改正 令和2年3月27日条例第10号

（設置）

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、本市の生涯学習の拠点施設として、古賀市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古賀市生涯学習センター

位置 古賀市中央二丁目13番1号

（施設）

第3条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1）古賀市中央公民館（以下「公民館」という。）
- （2）古賀市立図書館（以下「図書館」という。）
- （3）古賀市立歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）
- （4）古賀市交流館（以下「交流館」という。）

（事業）

第4条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）市民の生涯学習の振興に関すること。
- （2）生涯学習センターの利用に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、生涯学習センターの目的達成に必要なこと。

（職員）

第5条 生涯学習センターに必要な職員を置く。

（管理）

第6条 生涯学習センターは、古賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（使用の許可）

第7条 別表に掲げる生涯学習センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならない。使用の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

- （1）生涯学習センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。
- （2）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （3）施設又は設備等を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- （4）その他管理運営上支障があるとき。

（使用許可の条件）

第8条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第9条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けないで使用の目的を変更し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- （1）この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく職員の指示に従わなかったとき。
- （2）使用者が第8条の規定により付された条件に違反したとき。
- （3）使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- （4）施設の管理上又は公益上やむを得ない事由が発生したとき。

（使用料）

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 生涯学習センターの冷暖房及び設備等の使用料は、教育委員会規則で定める。

3 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条 既に納めた使用料は、これを還付しない。ただし、次に定める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

- （1）災害その他使用者自らの責によらない事由により使用することができなくなったとき。
- （2）教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用を停止させたとき。

(3) 使用者が教育委員会が定める日までに使用の取消し又は変更を届け出たとき。

(4) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる行為をする者

(2) 火薬その他の危険物又は他人に迷惑を掛ける物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。）を携行する者

(3) 職員の指示に従わない者

(4) 前3号に掲げる者のほか、管理運営上支障があると認められる者

(利用者の管理義務)

第14条 生涯学習センターの施設を利用する者及び使用者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る生涯学習センターの施設、設備及び資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(観覧料)

第15条 市又は教育委員会が生涯学習センターに展示する資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市又は教育委員会が特別な資料を展示するときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設、設備又は資料等を毀損した場合には、これを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(古賀市公民館運営審議会)

第17条 公民館に、社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条1項の規定に基づき、古賀市公民館運営審議会を置く。

(公民館運営審議会の委員)

第18条 古賀市公民館運営審議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(古賀市図書館協議会)

第19条 図書館に、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会を置く。

(図書館協議会の委員)

第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から委嘱する。

(2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

略

古賀市生涯学習センター条例施行規則（抜粋）

平成 28 年 1 月 26 日
教育委員会規則第 1 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 18 条の 2)
- 第 2 章 公民館(第 19 条—第 22 条) 略
- 第 3 章 図書館(第 23 条—第 40 条)
- 第 4 章 歴史資料館(第 41 条—第 47 条) 略
- 第 5 章 交流館(第 48 条・第 49 条) 略
- 第 6 章 補則(第 50 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古賀市生涯学習センター条例(平成 27 年条例第 37 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、次のとおりとする。

施設	開館時間
公民館 交流館 歴史資料館(中会議室)	8 時 30 分から 22 時まで (使用に係る事務の受付は、17 時まで)
図書館	10 時から 18 時まで
歴史資料館(展示室)	10 時から 18 時まで (入室は、17 時 30 分まで)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(改正(令 2 教委規則第 12 号))

(休館日)

第 4 条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 全館休館

- ア 毎週月曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
- イ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- ウ 整理日(年 2 回程度適宜指定する第 4 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日。)

(2) 一部休館(図書館及び歴史資料館)

- ア 図書及び資料等の整理日(前号ウを除く毎月第 4 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日)
- イ 蔵書点検又は展示資料等の特別整理を行う期間として教育委員会が定める期間

(改正(令 2 教委規則第 12 号))

(使用時間)

第 5 条 施設の使用時間は、9 時から 22 時まで(準備及び片付け等に要する時間を含む。)とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用登録)

第5条の2 施設を使用しようとする者は、あらかじめ使用登録を受けなければならない。

(追加(令4 教委規則第11号))

(使用許可の申請)

第6条 使用の許可を受けようとする者(以下「使用申請者」という。)(は、古賀市生涯学習センター使用許可申請書を次に定める期間内に教育委員会に提出しなければならない。

(1) ホール(条例別表に掲げるホールをいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体(生涯学習、ボランティア活動及び地域活動並びにこれらに類する活動を行う非営利の団体をいう。以下同じ。)(並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。)(の12月前の月の初日(その日が休館日のときは、その直後の休館日でない日をいう。以下同じ。)(から使用日の1月前まで

イ 民間事業者(営利活動を目的としない利用に限る。)(使用日の9月前の月の初日から使用日の1月前まで

(2) 貸室(条例別表に掲げる貸室をいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日の属する四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで

イ 市内の民間事業者(営利活動を主目的としない社内会議・研修会、会社・求人説明会、採用試験・面接及び社員の厚生事業並びにこれらに類する目的に使用する場合に限る。)(使用日の属する四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで

2 前項第2号の規定にかかわらず、ホールの使用に付随して貸室を使用するときは、ホールの申請の期間に準ずる。

(改正(令4 教委規則第11号))

(定期利用団体)

第7条 教育委員会は、貸室を定期的に使用する者について、別に定めるところにより施設の使用の申請を優先的に認めることができる。

(改正(令2 教委規則第12号))

(使用の許可等)

第8条 教育委員会は、第6条第1項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認め、使用料を徴収したときは、古賀市生涯学習センター使用許可書兼領収書又は古賀市生涯学習センター使用許可書(以下「許可書」と総称する。)(を当該申請者に交付するものとする。

2 施設の使用期間は、1回の使用につき連続して5営業日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(改正(令4 教委規則第11号))

(特別な設備等)

第9条 使用者は、特別な設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 使用者が使用の許可の取消しを受けようとするときは、直ちに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に届け出なければならない。

(改正(令4 教委規則第11号))

(許可を要する行為)

第11条 生涯学習センター(敷地を含む。以下同じ。)(内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、古賀市生涯学習センター許可行為申請書により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 寄附の募集、保険の勧誘、物品の販売、署名の収集、宣伝その他これらに類する行為

(2) 引火性の物、爆発性の物、銃刀類その他危険性のある物を館内に持ち込む行為

(3) テント、柵その他これらに類する物件を設ける行為

(4) 施設又は設備を設ける行為

(5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類を設置する行為

(6) 拡声器により放送する行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為

(改正(令4 教委規則第 11 号))

(禁止行為)

第 12 条 生涯学習センター内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為
- (2) 寄附を強要し、又は押売をする行為
- (3) 施設、設備若しくは資料等を毀損し、又は生涯学習センターの美観を損なうおそれのある行為
- (4) 指定の場所以外において喫煙又は飲食等をする行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為

(職員による確認及び点検)

第 13 条 教育委員会は、生涯学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、現に使用している施設内に職員を立ち入らせることができる。

2 使用者は、施設、設備及び備品等の使用が終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第 14 条 使用料は、許可書と引換えに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、ホール並びに貸室のうち大会議室及び中会議室の一部の使用に係る使用料については、使用の許可を受けたときは、申請日から 2 月を経過するまで(使用日まで 2 月に満たない日に申請を行った場合は使用時間前まで)に納入しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、使用料は、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が指定する期日までに納入しなければならない。

(改正(令4 教委規則第 11 号))

(冷暖房及び設備等の使用料)

第 15 条 条例第 11 条第 2 項の教育委員会規則で定める冷暖房及び設備等の使用料の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 設備等の使用については、使用者は、使用状況を申告しなければならない。

(使用料の減免)

第 16 条 条例第 11 条第 3 項に規定する教育委員会規則で定める使用料の減免の基準は、別表第 2 に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

3 使用料の減免を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料減免申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この手続を省略することができる。

(改正(令4 教委規則第 11 号))

(使用料の還付)

第 17 条 条例第 12 条ただし書に規定する還付の金額は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める金額とする。

- (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により、使用することができなくなったとき 使用料の全額
- (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させたとき 使用料の全額
- (3) ホールの使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき
 - ア 使用日の 6 月前 使用料の全額
 - イ 使用日の 1 月前 使用料の半額
- (4) 貸室の使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき
 - ア 使用日の 1 月前 使用料の全額
 - イ 使用日の 3 日前 使用料の半額

2 前項の還付を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料還付申請書を教育委員会に提出し、還付の決定を受けなければならない。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に規定する場合においては、この手続を省略することができる。

(改正(令4 教委規則第 11 号))

(システムによる申請等)

第 17 条の 2 第 6 条、第 8 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、古賀市公共施設予約システムを利用する方法による使用の申請、許可等については、別に定める。

(追加(令 4 教委規則第 11 号))

(損害賠償)

第 18 条 利用者は、施設、設備又は資料等(図書館資料(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいい、電子書籍(電磁的記録によって作成された図書館資料のうち、インターネットによる貸出しを行っている資料をいう。以下同じ。)を除くものをいう。以下同じ。)を除く。)を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに古賀市生涯学習センター汚損・破損・滅失届(様式第 7 号)により教育委員会に届け出なければならない。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(様式)

第 18 条の 2 この章の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(追加(令 4 教委規則第 11 号))

第 2 章 公民館

略

第 3 章 図書館

(事業)

第 23 条 図書館は、図書館法第 3 条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館の利用案内、図書館資料の紹介等を行うこと。
- (2) 市内の地域文庫の育成及びその活動に対する支援を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要なこと。

2 前項の規定にかかわらず、文献の解説、翻訳、学習課程の解答その他回答することが不適当と認められる事項に係る依頼に対しては、回答を行わないものとする。

(改正(平 28 教委規則第 13 号))

(職員)

第 24 条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置くものとする。

(改正(平 28 教委規則第 5 号))

(館内利用)

第 25 条 利用者は、図書館の所定の場所において、図書館資料を利用することができる。

(図書館資料の複写)

第 26 条 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条第 1 項に規定する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、館長に古賀市立図書館資料複写申込書(様式第 8 号)により申し込み、古賀市手数料条例(平成 12 年条例第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する手数料を負担しなければならない。

2 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写を申し込んだ者がその責任を負うものとする。

(改正(平 28 教委規則第 13 号))

(貸出しを利用できる個人)

第 27 条 図書館資料の貸出しを受けることができる個人は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 福岡地区公共図書館等の広域利用に関する協定を締結した市町に住所を有する者
- (3) 市内の事業所等に在職又は市内の学校に在学する者
- (4) 市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に規定する障害者支援施設に 1 年間以上継続して入所する者

2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(個人の利用者登録等)

- 第 28 条 利用者登録を受けようとする者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書(様式第 9 号。以下この条において「申請書」という。)を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を利用者登録し、古賀市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を交付する。
 - 3 第 1 項の規定による利用者登録又は貸出しを受けようとする者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状及び当該利用者登録又は貸出しを受けようとする者の確認書類を提示しなければならない。
 - 4 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から 3 年間とする。ただし、確認書類において申請書の記載事項等に変更がないことが確認できたときは、有効期間を更新することができる。
 - 5 有効期間満了後 3 年を経過しても更新されない場合は、職権により利用者登録を抹消することができる。
 - 6 第 2 項の規定により利用者登録された者(以下「登録者」という。)は、利用者カードを紛失したとき又は申請書の記載事項等に変更を生じたときは、申請書により速やかに館長に届け出て、利用者カードの再交付又は変更を受けなければならない。
 - 7 前項の再交付を受けようとする者は、交付に必要な費用として 100 円を支払わなければならない。ただし、館長が特に認める場合は、支払いを免除することができる。
 - 8 登録者は、利用者カードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。この場合において、利用者カードが登録者本人以外の者に使用され、図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録者本人に帰するものとする。
 - 9 登録者が、電子書籍の貸出しを受けようとするときは、電子書籍の貸出しに係る登録の申請をしなければならない。
 - 10 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者の電子書籍の貸出しに係る登録をし、利用者 ID 及びパスワードを交付する。
 - 11 第 9 項の規定による電子書籍の貸出しに係る登録の申請をしようとする者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状及び当該申請をしようとする者の確認書類を提示しなければならない。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(館外貸出しの制限)

第 29 条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 参考図書、文書資料、逐次刊行物(新聞、地図、年鑑に類するものをいう。)
- (2) 特に貴重な資料
- (3) その他館長が特に指定した図書館資料
(貸出期間及び点数等)

第 30 条 登録者が貸出しを受けることができる期間及び点数は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、貸出期間及び点数を別に定めることができる。

種別	点数	貸出期間
図書(雑誌を含む。)	20 点	貸出日から起算して 15 日以内
映像資料又は音声資料(カセットブックを除く。)	3 点	
カセットブック	5 点	
電子書籍	3 点	

- 2 前項の期間中に貸出しを受けている図書館資料(映像資料及び音声資料を除く。)について、別に貸出予約がない場合に限り、館長が定める手続により、引き続き貸出しを受けることができる。
- 3 教育委員会は、貸出しを受けた登録者が第 1 項の規定による貸出期間経過後も資料を返却しないときは、当該登録者に対し返却の督促を行うものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(貸出しの取消し等)

第 31 条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を取消し、又は貸出しを停止することができる。

- (1) 第 27 条の利用者登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受け、又は第 28 条第 8 項前段に規定する不正な行為をしたとき。
- (3) 貸出しを受け、前条第 3 項の規定による督促を受けてもなお返却しないとき。
- (4) 貸出しを受けた図書館資料の紛失、毀損又は汚損が続いたとき。
- (5) 電子書籍については、電子書籍の貸出しに係る利用者 ID 及びパスワードの譲渡又は貸与をしたとき若しくは利用者 ID 及びパスワードの譲渡又は貸与を受けたとき。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(貸出しを受けることができる団体)

第 32 条 図書館資料(電子書籍を除く。)の貸出しを受けることができる団体は、第 36 条に規定する地域文庫、市内の地域団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その他の団体のうち館長が適当と認めるもので、かつ、次条の規定により利用者登録を受けたものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(団体の利用者登録等)

第 33 条 利用者登録を受けようとする団体の代表者は、当該代表者の確認書類を提示して古賀市立図書館団体利用登録(変更)申請書(様式第 10 号)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体を利用者登録し、利用者カードを交付する。
- 3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了後 3 年を経過しても更新されない場合は、職権により利用者登録を抹消することができる。
- 4 第 28 条第 6 項及び第 7 項の規定は、団体の利用者カードの再交付又は変更を受ける場合についてこれを準用する。
- 5 第 2 項の規定により利用者登録をした団体(以下「登録団体」という。)は、利用者カードを当該団体の活動以外の目的のために使用してはならない。この場合において、登録団体以外のものに使用されたことにより図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録団体に帰するものとする。

(改正(令 2 教委規則第 16 号))

(団体貸出しの貸出冊数等)

第 34 条 団体貸出しの対象とする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等は、教育委員会が定める。

(登録団体における図書館資料の管理)

第 35 条 団体貸出しを受けた登録団体の代表者は、当該図書館資料の管理について、その責任を負うものとする。

(地域文庫等)

第 36 条 地域文庫(地域等において読書活動を主たる目的として自主的に運営する団体をいう。)は、図書館に登録することにより団体貸出しの他必要な図書館の支援を受けることができる。

- 2 地域文庫の代表者は、前項に規定する登録を受けようとするときは、地域文庫登録申請書を館長に提出しなければならない。
- 3 地域文庫の代表者は、登録事項を変更し、又は登録を解除しようとするときは、地域文庫登録変更(解除)届により館長に届け出なければならない。
- 4 団体貸出しを受けた地域文庫の代表者は、館長の指示により当該図書館資料の利用等について報告しなければならない。

(寄贈又は遺贈)

第 37 条 図書館は、図書等の寄贈又は遺贈の申出があった場合は、館長が適当と認めるときに、これを受納することができる。

- 2 前項の規定により図書等の寄贈又は遺贈を受けたときは、当該図書等に寄贈者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

(図書館資料の弁償)

第 38 条 図書館資料を紛失し、又は毀損し、若しくは甚だしく汚損した場合の条例第 16 条の適用については、代替品の提供又はその購入代金として教育委員会が相当と認める額による弁償により行うものとする。

(全改(平 28 教委規則第 13 号))

(古賀市図書館協議会)

第 39 条 古賀市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 40 条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

第 4 章 歴史資料館

略

第 5 章 交流館

略

第 6 章 補則

(補則)

第 50 条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センターの管理及び運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

略

案内図



最寄り駅：JR 鹿兒島本線古賀駅東口から徒歩 8 分

高速道路：九州自動車道古賀インターから車で 5 分

駐 車 場：収容台数 250 台

※ 駐車場はイベント等で利用方法が変更になる場合があります。

図書館要覧

2023 (令和 5) 年 10 月 発行

〒811-3103 福岡県古賀市中央 2 丁目 13 番 1 号

古賀市立図書館

TEL 092(942)2561

FAX 092(944)0918